別記第一号一(12)の欄綱車又は巻胴の欄を次のように改める。

綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ．製造者が指定する要是正となる基準値 （　　㎜） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 （　　㎜）	㎜
	ハ．綱車と主索の滑り等により判定	適・否
	複数の溝間の摩耗差の状況	適・否

別記第一号一(14)の欄ブレーキの欄を次のように改める。

ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否
	保持力 イ．ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ．ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ．かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適・否
	パッドの厚さ イ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （　　㎜） 要是正となる基準値 （　　㎜） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 （　　㎜） 要是正となる基準値 （　　㎜）	右　　㎜ 左　　㎜
	プランジャーストローク イ．構造上対象外 ロ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （　　㎜） 要是正となる基準値 （　　㎜） ハ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 （　　㎜） 要是正となる基準値 （　　㎜）	㎜

別記第一号二(3)の欄径の欄を次のように改める。

径の状況 最も摩耗した主索の番号（　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜）	％

別記第一号二(3)の欄錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径の欄を次のように改める。

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分　（あり・なし） 谷部が赤錆色に見える主索の番号 （　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	％ 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

別記第一号四(6)の欄を次のように改める。

(6)	調速機ロープ	径の状況 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜）	％				
		素線切れ 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70％超・70％以下					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分　（あり・なし） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	％				

別記第一号四(17)の欄を次のように改める。

(17)	釣合おもり非常止め装置	形式　　早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式					
		作動の状況 イ．無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ．非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ．非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ．スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認					